

令和4年度基幹相談支援センター 事業実績

- 基幹相談支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2において、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置付けられている。
- 目黒区では、基幹相談支援センターの業務を社会福祉法人徳心会に委託し、令和3年度4月から、地域の相談支援事業の機能強化と専門性の高い支援体制の構築（人材育成）や区内関係機関のネットワーク化及び支援体制の強化、区内事業所従事者への研修計画及び実施等に取り組んでいる。

1 相談者

相談支援事業者	地域生活支援拠点	地域包括支援	通所施設	居宅支援事業者	グループホーム	その他	合計
37	1	1	2	1	0	11	53

・その他の内訳は、精神保健福祉センター、社会福祉協議会、他自治体基幹相談支援センター等

2 相談方法

電話	FAX	メール	来所	訪問	その他	合計
45	0	0	8	0	0	53

3 相談内容

対応困難	家族関係	サービス	短期入所	緊急対応	権利擁護	虐待	その他	延べ件数	相談実数
10	0	26	2	1	0	0	24	63	53

・その他の内訳は、関係機関への挨拶及び情報収集、情報共有、基幹相談支援センターの事業説明等

4 相談対応

助言	相談継続	事業所訪問	支援会議開催	関係機関連携	緊急対応	短期入所	その他	延べ件数	相談実数
15	4	0	1	24	1	2	31	78	53

・その他の内訳は、関係機関からの情報収集、情報共有、ケース引継ぎに関する対応等

5 相談支援事業所へ向けた研修及び事例検討会

研修	・相談支援従事者向け虐待防止研修（10月実施 22名参加）
	・権利擁護研修『成年後見制度の導入』（11月実施 15名参加）
	・相談支援従事者向け研修『目黒区の障害福祉サービスについて』（4月実施 9名参加）
事例検討	・第1回 8月実施 11名参加＋スーパーバイザー
	・第2回 2月実施 13名参加＋スーパーバイザー